

Pick Up 04 固定資産税についてのお知らせ

令和6年建ての新築家屋の調査に職員が訪問しますので、ご協力をお願いします。
 各種改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ（※1）改修工事）を行った家屋は、固定資産税の減額対象になる場合があります。
 また長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション（総戸数10戸以上かつ区分所有）は固定資産税の減額の対象となる場合があります。（※2）詳しくは資産税課へお問い合わせください。
 なお、家屋を取り壊された場合は、必ず資産税課へご連絡ください。
 （※1）窓の断熱改修工事を行うことが必須条件となります。（※2）改修工事完了後、3か月以内に申請してください。

● 問合せ先／資産税課 ☎ 435-1210

償却資産の申告は1月31日までに申告してください

- 対象／本市に償却資産（土地・家屋以外の事業に使用できる資産。構築物・機械・備品等）を所有する事業者
 ※毎年1月1日現在で所有する資産を申告することが法律で定められています。
 ※課税標準の特例については市HP（ID：1050791）に掲載しています。
- 申告／1月31日（必着）までに郵送・持参で。エルタックス（地方税ポータルシステム）も利用可。
- 申告・問合せ先／資産税課（市役所本庁舎2階⑤番窓口） ☎ 435-1037

納税通知書を点字でお届けします

視覚障害のある方に、納税通知書の内容を点字でお知らせします。封筒にも通知書が入っていることを示す点字シールを貼付します。希望される方は、各課へ直接お申し込みください。
 ● 申込／3月31日頃までに電話で
 ● 申込・問合せ先／【個人市・県民税】市民税課 ☎ 435-1036 【固定資産税】資産税課 ☎ 435-1037
 ※以前に申し込んだ方は、申込不要です。

Pick Up 05 原付・軽自動車等を所有しなくなった方 廃車手続きなどの申告は忘れずに

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している人に納めていただく税金です。

廃車や譲渡、盗難などで現在所有していない場合は、令和7年4月1日頃までに必ず以下の場所で異動（廃車・名義変更）の申告をしてください。

軽自動車の種類	手続場所・問合せ先
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車	市民税課（市役所本庁舎2階） ☎ 435-1035
軽二輪（125cc超～250cc以下） 二輪の小型自動車（250cc超）	和歌山運輸支局 ☎ 050-5540-2065（音声案内）
軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会和歌山事務所 ☎ 050-3816-1846 （コールセンター）



ご注意ください！

- ▶ 異動の手続きが済んでいないと、令和7年度も税金を納めていただくことになります。
- ▶ すでに転売や下取りに出した場合でも、手続きを済ませていないと課税されます。
- ▶ 年度途中で廃車しても、税金の還付はありません。
- ▶ 3月は混雑します。手続きはお早めに。



Pick Up 01 2月から受付が始まります 令和7年度市民税・県民税の申告

☎ 市民税課 ☎ 435-1036

令和7年度市民税・県民税の申告受付が、市役所本庁舎と各支所で2月から始まります。日程については下表をご確認ください。また、混雑回避のため、郵送で申告ができる方は、郵送での申告書提出にご協力ください。

- 市役所本庁舎での受付（2階④番窓口）
- 申告受付期間／2月17日（月）～3月17日（月）
- 各支所での出張受付
- 時間／【午前】9時30分～12時
【午後】13時～16時



支所	受付日	午前	午後	支所	受付日	午前	午後
安原	2/4（火）	○	○	東山東	2/10（月）	○	—
山口	2/4（火）	○	—	和佐	2/10（月）	○	○
岡崎	2/5（水）	○	○	西山東	2/12（水）	○	○
川永	2/5（水）	○	○	紀伊	2/12（水）	○	○
西脇	2/6（木）	○	○	有功	2/13（木）	○	○
小倉	2/7（金）	○	○	直川	2/14（金）	○	—
西和佐	2/7（金）	○	—	加太	2/14（金）	○	—

令和7年度から適用される主な税制改正

■ 住宅ローン控除の拡充

子育て世帯（19歳未満の扶養親族を有する世帯）・若者夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）について、令和6年に入居する場合、借入限度額は次表のとおり上乗せされます。
 また、合計所得金額が1,000万円以下の方に対して、新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置について、建築確認期限が令和6年12月31日まで延長されます。

	新築・買取再販住宅	認定住宅	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額	子育て世帯 若者夫婦世帯	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	上記以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

※所得税で住宅ローン控除の適用を受けた方で、所得税から控除しきれない控除額がある場合は、一定の額を限度として、市・県民税から控除することができます。

■ 「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る定額減税

令和7年度市・県民税に係る合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下（給与収入のみの場合、給与収入1,195万円超2,000万円以下（所得金額調整控除適用の場合、1,210万円超2,015万円以下））で「市・県民税所得割が課税」されている方のうち、同一生計配偶者がいる方について、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」分の定額減税額1万円が控除されます。

Pick Up 02 令和6年分 確定申告に関する税務署からのお知らせ

☎ 和歌山税務署 ☎ 424-2131

令和6年分の確定申告期間は、令和7年2月17日（月）から令和7年3月17日（月）です。
 ※令和7年1月6日（月）から令和7年2月4日（火）における和歌山税務署に来署されての相談については、「事前予約」の方のみが対象となります。相談を希望される方については、電話による事前予約をお願いします。

混雑した確定申告会場に行かなくてもスマホ等からe-Taxを利用すれば
ご自宅で申告書の作成・送信が可能です！

詳細は国税局HPでご確認ください。



Pick Up 03 20歳になったら国民年金

☎ 国保年金課 ☎ 435-1055
 和歌山東年金事務所 ☎ 474-1841

国民年金は、年をとった時や、病気やケガなどいざという時の生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの方は、国民年金に加入することが義務付けられています。国民年金の被保険者は3種類に分けられています。

令和6年度の保険料は月額16,980円です。学生や経済的に納付困難な方は、納付が猶予または免除される制度があります。年金の窓口までご相談ください。

- 【第1号被保険者】学生・自営業者・無職など
- 【第2号被保険者】会社員・公務員など
- 【第3号被保険者】第2号被保険者に扶養されている配偶者



保険料は、前納がお得です！
 保険料を早めに納めること（前納）により、保険料が割引になります。また、口座振替で前納すると割引額がアップします。